

平成27年第2回
愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成27年8月17日

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した者	2
開会の宣告	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
広域連合長あいさつ	3
議案第9号	4
議案第10号	6
議案第11号	10
議案第12号	10
認定第1号	16
認定第2号	16
一般質問	33
請願第3号	36
広域連合長あいさつ	39
閉会の宣告	40

議事日程〔第1号〕

平成27年8月17日（月曜日）午後2時20分開議
ホテルメルパルク名古屋3階「カトレア」の間

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 議案第9号 愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第10号 愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第11号 平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第12号 平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第9 認定第1号 平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 認定第2号 平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 一般質問
- 第12 請願第3号 後期高齢者医療制度の改善を求める請願書

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（33名）

1番	小林祥子	2番	木村さゆり
3番	長縄典夫	4番	大島保憲
5番	小林明	6番	長瀬悟康
7番	和田彌一郎	8番	星野俊次
9番	近藤鑛治	10番	大宮吉満
11番	鈴木康祐	12番	加藤久豊
13番	深谷直史	14番	森川元晴
15番	早川建一	16番	欠員
17番	田口正夫	18番	浅井武光
19番	鈴木武広	20番	牛田朝見
21番	加藤芳文	22番	土屋浩
23番	山本和美	24番	広中昇平

25番	田中敏一	26番	大竹正章
27番	松井よしのり	28番	山田昌弘
29番	佐藤ゆうこ	30番	さはしあこ
31番	岡本やすひろ	32番	坂野公壽
33番	岡本善博	34番	長谷川由美子

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

広域連合長	中野正康
副広域連合長	久野時男
事務局長	鈴木茂彦
事務局次長	西智之
会計管理者	鈴木信明
総務課長	大谷智
管理課長	小島久佳
給付課長	伊藤由紀夫
庶務グループリーダー	内藤良成

職務のため出席した者

議会事務局長	大谷智
議会事務局書記	深谷吉宏

午後 2 時 20 分 開会

○議長（小林祥子） ただいまの出席議員数は33人であります。

議員定数34人中、半数以上の議員の皆様方が出席されており、地方自治法第292条において準用する同法第113条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから、平成27年第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりとなっております。

日程第1、「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、お手元に配付しております議席表のとおり、議長において指定いたします。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議規則第74条の規定により、本定例会の会議録署名議員を議長から指名いたします。

31番、岡本やすひろ議員及び32番、坂野公壽議員にお願いいたします。

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林祥子） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第4、「諸般の報告」を行います。

議案説明のため、地方自治法第292条において準用する地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めました。

次に、広域連合監査委員より報告された例月出納検査の結果については、その写しをお手元に配付しておりますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

（中野広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（中野正康） 広域連合長を務める一宮市長の中野正康でございます。

平成27年度第2回愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方には、大変多用な中、また、今朝は私どもの地元でも洪水警報が午前中まで出ておりましたけれども、大変な状況の中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから後期高齢者医療制度の運営に対しまして格別な御理解、御協力を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨年度の決算状況を見ますと、愛知県、収納率につきましては99.54%と全国第9位だったそうですが、特別徴収を除きますと99.02%ということで全国1番ということでした。

た。これも、被保険者の方々に御理解をいただきながら、それぞれ市町村でたゆまぬ努力を積み重ねてきた成果だというふうに考えております。またこの点につきましても、この場をお借りして皆様にご挨拶を申し上げます。ありがとうございます。

さて、保険料を集めるほうに加えまして使うほう、どうしてもこちらのほうも医療費適正化ということで、こうした取り組みも進めております。医療費の通知でありましたり、ジェネリックの医薬品の利用促進、こういったことを進めておるわけでございますけれども、我々といたしましても、こうした事業をしっかりと実施することで、この医療制度をお年寄にとって安心の源となれるように運営してまいりたいと考えております。

本日の定例会におきましては、個人情報保護条例及び職員の給与に関する条例の改正に関する議案、平成27年度一般会計、特別会計に係る補正予算、平成26年度一般会計、特別会計に係る歳入歳出決算の認定、こうした議案を上程させていただいておりますが、何とぞよろしく御審議をいただきまして、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

甚だ簡単でございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（小林祥子） 次に、日程第5、議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） それでは、議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の1ページをごらんください。

提案理由にございますように、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴い、規定を整理する必要があるため、改正を行うものでございます。

改正案は議案書の3ページにございますが、内容につきましては、議案参考資料により御説明申し上げます。

お手数でございますが、お手元の議案参考資料の1ページをごらんください。

2の改正内容の（1）個人情報の範囲の拡大についてでございます。

番号法における特定個人情報は、団体役員及び個人事業主も適用対象としておりますことから、それらの情報を条例上の個人情報の範囲に含めるものでございます。

（2）の特定個人情報の利用の制限についてでございます。

特定個人情報の目的外利用が許容される事由を人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合で、本人の同意がある、または本人の同意を得ることが困難であるときに限定するものでございます。

（3）の開示請求者等の範囲の拡大についてでございます。

保有特定個人情報の開示、訂正、または利用停止の請求について、請求できる者の範囲を広げ、本人及び法定代理人のほか、任意代理人からの請求を認めるものでございます。

（4）の他の法令による開示の実施との調整についてでございます。

保有特定個人情報の開示については、他の法令による開示の実施との重複を認めるもの

でございます。

(5) の利用停止請求事由の追加についてでございます。

先ほど(2)の特定個人情報の利用の制限についてで御説明させていただきました、条例で定める特定個人情報の利用制限のほか、番号法で定める提供制限、収集・保管制度等に対する違反があった場合についても、利用停止請求を認めるものでございます。

(6) の情報提供等記録に係る特例についてでございます。

国の行政機関や地方公共団体などとの間で総務省が運用する情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報の照会、または提供を行った際に、システム上に記録されるものを情報提供等記録として新たに定義づけますとともに、情報提供等記録については、目的外利用の禁止、開示、または訂正の請求があった場合の他の実施機関への事案の移送をしないこと、訂正した場合に、総務大臣及び情報提供の相手方に通知すること、さらに、利用停止請求を認めないことを定めるものでございます。

3の施行日でございますが、平成27年10月5日としておりますが、情報提供等記録に係る規定につきましては、情報提供ネットワークシステムによる情報連携開始の日から施行することといたしております、平成29年1月を見込んでおります。

議案第9号についての説明は以上でございます。

○議長（小林祥子） 議案第9号に関して、30番、さはしあこ議員から通告がありましたので、質疑をお許しいたします。

○30番議員（さはしあこ） 議長、さはしあこ。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 通告に従い、個人情報保護条例の一部改正についてお伺いいたします。

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴い、ことし10月から12桁の個人番号が付番され、納税や社会保障給付、災害などの情報を国が管理し、行政手続などで活用するに当たって、新たにマイナンバーを含む個人情報に関する規定を整備するものです。

ことしの6月、日本年金機構がサイバー攻撃を受け、125万人の個人情報が大量流出をしました。さらに、個人情報流出を悪用した不審電話や詐欺など、二次被害をもたらしています。一旦個人情報が漏えいすれば、被害がとめどもなく拡大するなど、個人情報の管理がいかに難しいかが浮き彫りとなりました。今なお年金情報流出問題は、被害の全容も明らかとならず、犯人も特定されず、解決していない状況です。

個人情報流出の問題が解決されていない中、さらに情報漏えいや「なりすまし」などの被害が懸念されているマイナンバー制度の施行に伴う個人情報保護条例の改正によって膨大な個人情報が保護される、あるいは情報流出などの懸念が払拭できるとお考えでしょうか、お答えいただきたいと思います。

以上で、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 個人情報の保護や情報流出などの懸念の払拭についてのお尋ねでございます。

個人番号の取り扱いについては、いわゆる番号法によりさまざまな個人情報の保護対策が講じられております。個人情報の利用の範囲につきましては、社会保障、税、災害対策の3分野のうち、法令で定められた範囲に限り、厳格に運用することとされております。加えて、個人番号のみによる本人確認は禁止をされており、厳格な本人確認が法定されていることから、「なりすまし」の防止対策もなされております。

また、情報流出などの懸念の払拭につきましては、御本人が御自分の個人情報に対するアクセスの記録等を容易に確認することができるように、個人情報の開示請求等の必要な措置がとられております。

このように、番号法では個人情報が適正に取り扱われ、漏えいすることがないように必要な措置がとられており、地方公共団体に対しても、法の趣旨に沿った個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを定めております。

今回の条例改正は、番号法の趣旨を踏まえ、当広域連合におきましても個人情報の適正な取り扱いを確保するために行うものでございます。

○議長（小林祥子） さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） ただいまお答えいただきましたが、番号法では、個人情報が適正に取り扱われ、漏えいすることがないように必要な措置がとられており、地方公共団体としても、法の趣旨に沿った個人情報の適正な取り扱いを確保するための改正ということですが、国会では、年金情報流出問題を受けて、6月9日以降、番号法と個人情報保護法の改正案の審議は見送られています。当月に入り、情報セキュリティ強化を財政支援する方向で検討を始めましたが、対策が不十分であることには何ら変わりはありません。

このような状態の中、国でさえ採決のめどを立てることができない個人情報保護に関する条例の一部改正をするのは、拙速だと言わざるを得ません。今回の条例改正も見送るべきではないかということをお願いしまして、私からのこの質問は終わりたいと思います。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

本件については、討論の通告はございませんでした。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号「愛知県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明申し上げます。

議案書の7ページをごらんください。

提案理由にございますように、人事院勧告に準じて単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を整理する必要があるため、所要の改正をするものでございます。

改正案は10ページ以降にございますが、内容につきましては、議案参考資料により御説明いたします。

お手数ですが、議案参考資料の9ページをお開きください。

まず、2の改正内容の（1）単身赴任手当の月額の上昇についてでございます。

単身赴任手当の基礎額を平成30年3月31日までの間は現行の2万3,000円から3万円を超えない範囲で規則で定める額とし、平成30年4月1日以降は3万円に引き上げるものでございます。また、移転直前の住居から単身で生活することになった住居との間の交通距離に応じて加算して支給される金額の上限を現行の4万5,000円から7万円に引き上げるものでございます。

次に、（2）の管理職員特別勤務手当を支給する場合の拡大についてでございます。

管理職員特別勤務手当については、週休日、祝日、または年末年始に勤務した場合に支給することとされておりますが、このほかに、災害への対処等の臨時、緊急の必要により平日の深夜、午前0時から午前5時までの間に勤務した場合についても、新たに支給することとし、あわせて、その場合の勤務1回当たりの支給上限額を5,000円と定めるものでございます。

3の施行日は公布の日でございますが、平成27年4月1日に遡及適用するものでございます。

議案10号についての説明は以上でございます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第10号に関して、21番、加藤芳文議員、32番、坂野公壽議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

それでは、議案第10号について質問します。

愛知県後期高齢者医療広域連合の職員は、愛知県と市町村からの派遣で構成されており、給料は派遣元の自治体が支払い、広域連合は自治体に負担金を払うと、そういう形になっていると思います。広域連合が職員に直接支払うのは時間外勤務手当、管理職手当、休日勤務手当であると私は理解しているが、それでよいのかどうか。

今回の議案にある単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当は広域連合が職員に直接支払う手当なのかどうか。

また、27年度に支払いが起きる可能性があるのか、お伺いします。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 広域連合が職員に直接支払う手当の種類について、また、27年度に単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当の支払いが生じるかについてのお尋ねでございます。

広域連合が職員に直接支払う手当は、議員御指摘の時間外勤務手当、管理職手当、休日勤務手当に加え、今回改正を行う単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当がございます。

単身赴任手当につきましては、現在、支給対象となる職員はおりません。

管理職員特別勤務手当は、管理監督者が週休日、休日及び年末年始に勤務した場合のほか、今回の条例改正により、災害への対処、その他の臨時または緊急の必要により平日深夜に勤務をした場合にも支給されることとなりますため、これらの要件に該当する場合には支給をすることとなります。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 続いて、32番、坂野公壽議員。

○32番議員（坂野公壽） この問題について、要するに、一番早い話が、全部各市町村で金を持っておる話であって、あえてなぜこの議会でそういうものをつくらなきゃいかん。

もともと出資市町村から払ってもらえればいいじゃないですか。あえてなぜやる必要がある。

そして、やることによって、それぞれの市町村で職員、特別管理職にしても給与体系は決まっておるわけですから、一律にするということがそれぞれ負担を増やしていくことになるのではないか。元の出身市町村の職員との差額が出てくる場合もあるわけですから、そういうところはどう考えておられるか。そんなことやらんでも、どっちみち一緒だと、私は、出すところが出すんだから、全部職員はそれぞれの出身母体の給与体系、今の臨時も一緒だと思うので、あえてやる必要があるのか、ないのか。その理由をお聞かせ願いたい。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 職員への給与についてのお尋ねでございます。

私ども広域連合の事務局職員の給与につきましては、最終的に県内54の全ての市町村から負担金という形でお金をいただいておりますけれども、それで支給をするということになっております。しかしながら、毎月毎月の支払いにつきましては、広域連合が直接お支払いをする部分と、それから市町村がまず立てかえ払いしていただく部分とございます。その分を最終的に12カ月分出し込みまして、それを各市町村の負担の割合に応じて御負担をいただくということになっております。負担をいただいたらば、立てかえをいただいている市町村に対しまして立てかえ分を清算するという仕組みをとっております。

今、御質問をいただきましたところでございますけれども、広域連合が職員に対して直接支払っているものでございますが、一部例外がございますけれども、管理職手当、それから、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当、これにつきましては、職員の実績に応じて支払うというものでございますので、広域連合が直接統一の金額でお支払いをいたしてございます。その他のものにつきましては、派遣の市町村のそれぞれの御事情、給与に関する規定があるかと思っておりますけれども、その規定に基づ

いてお支払いをしていただいているというものでございます。

以上でございます。

○32番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 32番、坂野公壽議員。

○32番議員（坂野公壽） 今の話でいくと、同じこと、時間外をやっておっても、市町村によって単価が違うのや。どっちみち、今、あなたのところが立てかえ払いは各派遣元がしておる、最後に清算をして払うだけ。今、管理職手当なんかは、そういうことだつてやってやれんことはないと思うし、それぞれの派遣元との単価が違うんだわ。あなたのところだけ高く決めておいて、派遣元のところの人たちの同じ管理職が同じ深夜に出て行ったつて、片方は3,000円かもしれんし、ここへ来や5,000円かもしれん。もっとよけいもらつてござる職員もござるかもしれんけど、それをここへ来た人だけに特別扱いをすることは、やっぱりいかなものかというふうに思うんだが、公平性の部分からいったら、管理職を出しておる市町村がそうようけないでいいというのかもしれないけど、そんなことはやっぱりそれぞれ派遣されてみんなで作っておるのなら、同じこと、それぞれの市町の給与体系で残業代も払うべきだと思うんだが、ここだけは特別扱いにならんのかどうか、教えてちょう。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 失礼します。

今、議員、御質問の中に出てまいりました、例えば、時間外手当でございますけれども、これは職員それぞれの給与、現在幾らかによって時間外の勤務手当の金額というのは算出をされて出てくるものでございますので、広域連合に来ているからといって、その職員の方が得をする、あるいは損をするというようなものではないというふうに考えております。

この広域連合が設立をされたのが平成19年3月でございますけれども、設立前に県内の全ての市町村が広域連合の運営についていろいろ検討をしております。この職員の給与につきましても、例えば、地域手当等につきましては、県内の市町村で取り扱いが非常にまちまちでございます。これも広域連合で統一的に支給をするということはどうだろうという検討が行われたことがございます。そういったしますと、市町村の地元で勤務をしている職員と広域連合に来ている職員との間に非常に差が生じるので、それはやめてほしいと、こういう希望がございましたので、地域手当につきましては広域連合で支給することではなく、各市町村で市町村の規則に基づいた支給がされておるという状況でございますので、決して広域連合に来ているからといって得をしているという状況ではございませんことを御理解いただきたいと存じます。

○32番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 坂野公壽議員。

○32番議員（坂野公壽） 私ども名古屋市だけれども、ここで時間外勤務手当というやつは名古屋市もこの広域連合も同じなんだわ。休日勤務手当も一緒なんだ。そこまでは一緒。

問題は管理職特別勤務手当だけど、時間外の勤務時間が1時間から3時間以内は名古屋市は4,250円、それから、3時間以上6時間未満は8,500円。だけど、広域連合へ行くと8,

000円なんだ。それから、もう一つ、6時間超は名古屋市のほうが高いんだ、1万2,750円。ここは1万2,000円。そして、あと平日深夜1時間以上が4,300円になっておる。

今回、ここで連合が規定を、なしのやつを決めようとしておるのはこの話だと思う。それが5,000円なんだ。そういうことになっていくと、やっぱりちょこっとおかしなところが生じてこうせんかと。よその市町は幾らになっておるか分からんよ。分からんけど、不公平が生じてこないかどうか、そこら辺のところをきちっとやっていただくことが一番皆さんが働きやすい環境をつくることではなかろうかと、こう思っておるんだけど、えこひいきにならんように、今後、条例で決まったら5,000円ちゃんと出せよということじゃないと思う。限度5,000円ならいいけど、そこら辺はどうなっておりますか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 議員、ただいまおっしゃられました管理職特別勤務手当は、新設をする場合に5,000円と、平均額、お金は要求いたしておりますけれども、これは上限ということでございます。今後、規則におきまして、これを定めていくというものでございます。

ちなみに、愛知県で見ますと、この単価は6,000円、それから、人事院勧告を見ますと6,000円ということになっております。決して私どもが得をするように、ここへ来ている職員が得をするようにということは決して考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小林祥子） 本件に対する質疑は既に3回になりましたので、規則の規定によりまして発言はできません。

それでは、通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようですので、これで質疑を終わります。

本件については、討論の通告はございません。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号「愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第11号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」と日程第8、議案第12号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」の2件を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） まず、議案第11号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

議案書の11ページをごらんください。

第1条にございますように、補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ80億5,390万6,000円の減額をするものでございます。補正後の予算額は、歳入歳出いずれも17億8,060万9,000円とするものでございます。目ごとの補正額につきましては、16ページ、17ページにお示しをしております。

補正の内容につきましては、恐縮でございますが、議案参考資料の13ページをごらんください。

2の総括表は、歳入歳出それぞれを表にしてお示しをしたものでございます。歳入歳出とも、左から款、項、補正額、そして説明欄には歳入については細節名を、歳出については事業名を、それぞれ丸数字をつけて記載してございます。

1枚おめくりをいただきまして、14ページをごらんください。

3の歳入予算説明の①高齢者医療制度の円滑運営臨時特例交付金、②後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子及び③後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金につきましては、いずれも国から交付をされます高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取り扱いが変更されたことに伴い、補正をお願いするものでございます。

取り扱いの変更内容について御説明をさせていただきます。

この高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金と申しますのは、低所得の方及び被用者保険の被扶養者であった方を対象とした保険料の軽減特例措置を実施するための財源として、平成19年度に造成した後期高齢者医療制度臨時特例基金の増資を目的として国から交付をされてきたところでございます。国が取り扱いを変更しまして、平成27年度以降は、基金の増資を行わずに直接保険料軽減特例措置の財源に充てることとされました。平成27年度においては、保険料特例軽減措置の財源として、まず基金の残額を全部充て、足りない分には交付金を充てることとされたものでございます。

1枚おめくりいただき、16ページをごらんください。

補正前、補正後の取り扱いの変更について、イメージ図で御説明をさせていただきます。上半分が補正前、下半分が補正後の、それぞれ金の動きを説明したものでございます。

まず、上の半分の補正前の図をごらんください。

国からの交付金に関するお金の流れについて御説明をいたしますと、保険料軽減の特例措置の財源とするために国から交付金が交付され、これを一般会計で受け入れます。これが1-2交付金受入でございます。受け入れた交付金を2基金積立金として基金に積み立てておきます。そして、保険料軽減のために使うときに、3基金繰入金として一般会計に受け入れ、さらに、4特別会計繰出金として特別会計に繰り出す、これが補正前の流れでございます。

続きまして、補正後について、下半分の図で御説明をさせていただきます。

国が交付金の取り扱いを変更いたしまして、これまで行っていた基金への積み立てをやめ、直接保険料軽減特例措置の財源に充てることとされましたので、左下の1-2交付金受入を全額減額いたしまして、新たに一番右側の矢印の分、国からの交付金を特別会計に

において直接受け入れるというお金の流れに変更し、それに伴う予算の減額、増額を行ったというのが今回の補正の枠組みでございます。

恐縮でございますが、再び14ページ、お戻りをいただきまして、3歳入予算説明でございます。

補正内容につきまして順次御説明をさせていただきます。

最初に、①の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金についてでございます。

一般会計での国からの交付金の受け入れがなくなることから、42億2,399万6,000円を減額するものでございます。

次に、②の後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子でございます。

国からの交付金による基金への積み立てを行わないことから、基金預金利子が減少するため、75万2,000円を減額するものでございます。

次に、③の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございます。

②と同じく、国からの交付金による基金の積み立てを行わないことが基金を取り崩して一般会計に繰り入れる額が減少することから、38億3,196万5,000円を減額するものでございます。

最後に、④の前年度繰越金でございます。

これは平成26年度に国庫補助金のもらい過ぎがございました。この超過交付分の償還財源とするために、平成26年度剰余金の一部を充てるもので、280万7,000円の予算措置をするものでございます。

続きまして、右側の15ページの4歳出予算説明でございます。

最初に、⑤の後期高齢者医療特別会計繰出金でございます。

高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取り扱いの変更によりまして、新たに基金を積み立てるための交付金の受け入れがなくなりますので、歳入③後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金の減額分と同額の38億3,196万5,000円を減額するものでございます。

次に、⑥の後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金でございます。

一般会計での国からの交付金の受け入れがなくなることによる歳入①の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減額分と、基金の預金利子を受け入れる歳入②の後期高齢者医療制度臨時特例基金利子の減額分を合わせた額と同額の42億2,474万8,000円を減額するものでございます。

最後に⑦の償還金でございます。

国からの後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金の平成26年度分について、超過交付を受けましたことから、この超過分を返還するため、償還金として280万7,000円を予算措置するものでございます。

同じページの一番下にございます償還金補正額算出内訳の表には、ただいま御説明をいたしました補正額算出の内訳を記載いたしてございます。

議案第11号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を御説明申し上げます。

議案書の19ページをごらんください。

第1条にありますように、補正額といたしましては、歳入歳出それぞれ187億8,081万

7,000円を増額するものでございます。補正後の予算額は歳入歳出いずれも7,598億6,013万3,000円とするものでございます。目ごとの補正額につきましては、24ページ、25ページにお示しをしております。

補正の内容につきましては、また恐縮でございますが、議案参考資料の17ページをごらんください。

2の総括表におきまして、歳入歳出それぞれを表にしてお示しをしております。

1枚おめくりをいただき、18ページをごらんください。

3の歳入予算説明でございます。

最初に、①の療養給付費負担金過年度分でございます。

県内15市町からの療養給付費負担金について、平成26年度の確定額に対して不足が生じたことから、その不足額を受け入れるため、2億3,065万円を増額するものでございます。

次に、2つ目の表の②低所得者軽減措置交付金及び③被扶養者軽減措置交付金と3つ目の表の④激変緩和措置繰入金及び⑤保険料軽減措置繰入金でございます。

一般会計補正予算でも御説明させていただきましたように、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の取り扱いが変更され、平成27年度以降は同交付金を直接保険料軽減の財源に充てることとされたことに伴い補正をお願いするものでございます。

まず、2つ目の表の②低所得者軽減措置交付金及び③被扶養者軽減措置交付金は、特別会計において同交付金を受け入れるために、低所得者軽減措置交付金として30億3,109万4,000円、被扶養者軽減措置交付金として8億87万1,000円、合わせて38億3,196万5,000円を新たに予算措置するものでございます。

次に、3つ目の表の④激変緩和措置繰入金及び⑤保険料軽減措置繰入金でございます。

これは、保険料軽減特例措置の財源となる一般会計からの繰入金が減少することから、一般会計繰入金のうち④激変緩和措置繰入金について8億87万1,000円、⑤保険料軽減措置繰入金について30億3,109万4,000円と、合わせて38億3,196万5,000円を減額するものでございます。

右側の19ページをごらんください。

⑥の前年度繰越金でございます。

これは、平成26年度における国庫負担金等の超過交付分の償還財源とするために、平成26年度剰余金の一部を充てるもので、185億5,016万7,000円の予算措置をするものでございます。

次に、その下の4歳出予算説明でございます。

⑦の償還金でございます。

県内39市町村、国及び県からの療養給付費負担金、国及び県からの高額医療費負担金、国からの調整交付金、社会保険診療報酬支払基金からの後期高齢者交付金の平成26年度分について超過交付を受けましたことから、この超過分を返還するため、償還金として187億8,081万7,000円を予算措置するものでございます。

下にございます償還金補正額算出内訳の表には、ただいま御説明いたしました補正額算出の内訳を記載いたしております。

議案第12号についての説明は以上でございます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

議案第11号及び議案第12号に関して、30番、さはしあこ議員から通告がありましたので、質疑を許します。

30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） さはしあこ。

平成27年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算についてお伺いいたします。

保険料軽減特例措置を行うための高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、一旦臨時特例基金に積み立て、その後、基金を取り崩して特別会計に繰り出すことによって保険料の軽減が行われてきました。しかし、国は同交付金の取り扱いを変更し、基金の積み立てを行うことなく、直接保険料軽減特例措置の財源に充てることとされ、今回の補正によって基金の残高がゼロになります。

そこで、3点お伺いをいたします。

基金の積み立てを行うことなく、交付金を直接軽減特例措置の財源に充てることにしたのは、いかなる理由ですか。

基金残高が平成27年度中にゼロになることによって基金の存在意義がなくなります。基金は解散となるのですか。

臨時特例基金の一部は啓発財源として活用されてきましたが、基金の残高がなくなることで、今後は新たに財源を確保する必要があります。よって、啓発費分も交付金を国に求めるべきだと考えますが、いかがですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を直接保険料軽減特例措置の財源に充てることにした理由についてのお尋ねでございます。

同交付金につきましては、保険料軽減特例措置を実施するための基金でございます。後期高齢者医療制度臨時特例基金への増資を目的として交付をされてきたものでございます。こうした中、平成26年6月24日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2014におきまして、基金は利点もある一方で執行管理の困難さも指摘をされていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から厳に抑制するとの方針が示されたところでございます。これを受けまして、厚生労働省から、平成27年度より、保険料軽減特例措置につきましては、基金事業ではなく、単年度補助金事業として実施する旨の通知がございましたので、基金への積み立てを行うことなく、交付金を直接保険料軽減特例措置の財源に充てることとしたものでございます。

2点目のお尋ねでございます。基金残高が平成27年度中にゼロになることによって、基金は解散となるのかのお尋ねでございます。

保険料軽減特例措置の財源については、まず、平成26年度末の基金残高を活用した後で、平成27年度に交付をされた交付金を充当するということになります。よって、基金の残高は平成27年度中にゼロになるものと考えております。この基金の解散時期や具体的な手順等につきましては、改めて国から示される予定でございます。

3点目のお尋ねでございます。今後の啓発費の財源についてのお尋ねでございます。

啓発費につきましては、これまで制度の周知を図るパンフレットや小冊子等の作成に当たりまして基金を活用いたしてまいりました。今後も制度の周知等の啓発事業を継続して行っていく必要がございますので、議員御指摘のとおり、基金の残高がなくなることにより、啓発費について新たに財源を確保する必要がございます。そのため、全国後期高齢者医療広域連合協議会から制度周知等の広報事業について引き続き必要な予算措置を講ずることを国に要望しておりますとともに、当広域連合におきましても、広域連合協議会の東海・北陸ブロック協議会を通じまして厚生労働省へ要望を出しているところでございます。

以上でございます。

○30番議員（さはしあこ） 議長。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） ただいまのお答えいただきました保険料軽減特例措置とは、本来、均等割額が7割軽減となる低所得者の高齢者に配慮し、当分の間、均等割額の9割、または8.5割軽減を拡大し、さらに一定所得以下の高齢者の所得割額を5割軽減するものです。また、被用者保険の被扶養者であった場合は、本来、均等割額を2年に限り5割軽減するものですが、9割軽減に拡大して3年目以降も軽減しています。

国は、こうした保険料軽減の積み立てをやめて基金の解散を予定しています。この背景には、軽減特例を段階的に縮小し、平成29年には廃止をするという国の方針があるからではないのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 基金の解散の背景についてお尋ねをいただきました。

まず、保険料軽減特例措置につきましては、平成27年1月に決定をされました医療保険制度改革骨子で見直しをすることが盛り込まれまして、具体的な内容については今後検討をし、結論を得るとされております。廃止する場合には、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとされております。しかしながら、その具体的な内容につきましては、社会保障審議会等で検討をされる見込みでございますけれども、いまだ示されてはおりません。

このような状況でございますので、基金の廃止が保険料軽減特例措置の廃止を理由としたものというふうには、ないと認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（小林祥子） さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） ただいまの具体的な内容については検討される見込みであると、いまだ示されていないというお答えになりました。そして、保険料軽減特例措置の廃止を理由としたものではないと認識しているというお答えでした。

しかし、臨時特例基金というものは、臨時特例交付金を積み立てるために設立をされたものであって、基金をなくすということ自体が保険料軽減特例を廃止する1つの布石となるということが、ここに危惧があるということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上です。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようですので、これで質疑を終わります。

本件については討論の通告はございませんでした。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林祥子) ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

まず、議案第11号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林祥子) 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成27年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林祥子) 全員起立です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩をさせていただきます。再開は午後3時20分、5分の休憩といたします。お願いいたします。

(休 憩)

○議長(小林祥子) 次に、日程第9、認定第1号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」と日程第10、認定第2号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の2件を一括議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

○事務局長(鈴木茂彦) 議長、事務局長。

○議長(小林祥子) 鈴木事務局長。

○事務局長(鈴木茂彦) 認定第1号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び認定第2号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」をあわせて御説明申し上げます。

まず、一般会計決算について御説明いたします。

議案書の30、31ページをごらんください。

歳入につきましては、表の最下段、歳入合計欄にありますように、予算現額95億2,037万5,000円に対しまして、調定額及び収入済額は、ともに92億475万3,327円で、執行率はここに記載はございませんが、96.68%でございます。不納欠損額及び収入未済額はいずれもございません。

おめくりをいただきまして、32、33ページ、歳出でございます。

表の最下段、歳出合計欄にございますように、予算現額95億2,037万5,000円に対しまして、支出済額は91億6,722万4,238円、不用額は3億5,315万762円で、執行率は、記載はございませんが、96.29%でございます。

歳入歳出差引残額は、32ページの欄外に記載のとおり、3,752万9,089円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この額が実質収支額となります。

なお、決算の詳細につきましては、決算附属書にて御説明を申し上げます。お手数でございますが、決算附属書の4ページ、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。

まず、第1款分担金及び負担金は、収入済額12億1,124万円で、これは各市町村からの事務費負担金でございます。

第2款国庫支出金は、収入済額39億1,063万7,165円で、主なものは備考欄に記載の高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金37億8,617万1,165円でございます。

第3款財産収入は75万7,079円で、備考欄に記載のとおり、後期高齢者医療制度臨時特例基金預金利子でございます。

第4款寄附金の収入済額はございません。

第5款繰入金は、おめくりをいただきまして6ページ、後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金で、収入済額は40億3,297万9,262円でございます。

第6款繰越金は、前年度からの繰越金で、収入済額4,890万8,640円、第7款諸収入は23万1,181円でございます。

おめくりをいただきまして、8ページ、9ページをお願い申し上げます。

歳出でございます。

第1款議会費は、支出済額347万8,248円で、執行率の記載はございませんが、94.18%でございます。支出済額の主なものは、備考欄に記載の議員報酬165万円、議会会場借上料140万5,330円でございます。

第2款総務費は、支出済額7億9,969万6,503円で、執行率96.48%でございます。支出済額の主なものは、第13節委託料のうち、1枚おめくりをいただき、11ページの備考欄に記載の電算システム運用保守委託料2億3,013万7,005円、第14節使用料及び賃借料の備考欄に記載の電算システム機器等賃借料1億2,639万9,420円、第19節負担金、補助及び交付金の備考欄に記載の派遣職員人件費負担金2億9,941万2,286円でございます。

12ページ、13ページをお願い申し上げます。

第3款民生費は、支出済額は83億6,404万9,487円で、執行率は96.28%でございます。支出済額の主なものといたしまして、第13節委託料の備考欄に記載の給付管理事務委託料2億2,355万3,284円で、これは国民健康保険団体連合会への事務委託料でございます。

おめくりをいただきまして、15ページ、第28節繰出金の備考欄に記載の激変緩和措置繰出金、これは職場の健康保険などの被保険者の被扶養者だった方への激変緩和措置のためのもので、8億3,553万6,420円、その下の保険料軽減措置繰出金、これは特例措置による低所得者の方々への保険料軽減措置のためのもので、31億8,036万1,056円でございます。

第4款公債費及び第5款予備費の執行はございません。

認定第1号についての説明は以上でございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の決算認定について御説明申し上げます。

議案書にお戻りをいただきまして、議案書の38ページ、39ページをごらんください。

特別会計の歳入につきましては、38ページの表の最下段にありますように、予算現額7,220億7,035万円に対しまして、調定額7,352億6,810万378円、収入済額7,352億3,983万

2,430円、収入未済額2,826万7,948円でございます。不納欠損額はございません。

おめくりをいただきまして、40ページ、41ページ、歳出でございます。

表の最下段、歳出合計欄にありますように、予算現額7,220億7,035万円に対しまして、支出済額は7,044億9,214万3,095円、不用額は175億7,820万6,905円で、記載はございませんが、執行率は97.57%でございます。

歳入歳出差引残額は、40ページ欄外に記載のとおり、307億4,768万9,335円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、この額が実質収支額となります。内容につきましては、決算附属書により御説明を申し上げます。

決算附属書の18ページ、19ページをお願い申し上げます。

特別会計の歳入歳出決算事項別明細書のほうの歳入でございます。

第1款市町村支出金は、収入済額1,317億2,684万6,652円で、これは、構成市町村からの保険料等負担金と療養給付費負担金でございます。

第2款国庫支出金は、収入済額2,241億3,768万156円で、収入済額の主なものは、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金1,735億9,898万223円と、第2項国庫補助金、第1目調整交付金477億3,639万円でございます。

おめくりをいただきまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

第3款県支出金でございますが、収入済額606億5,087万4,623円で、主なものは、第1項県負担金、第1目療養給付費負担金、第1節現年度分530億5,891万5,000円でございます。

第4款支払基金交付金は、収入済額2,946億4,114万580円で、主なものは第1項支払基金交付金、第1目後期高齢者交付金、第1節現年度分2,946億621万7,000円でございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金は、収入済額1億5,546万269円でございます。

またおめくりをいただきまして、22ページ、23ページをお願いいたします。

第6款寄附金の収入済額はございません。

第7款繰入金は、収入済額40億2,242万8,574円で、主なものは、第3節保険料軽減措置繰入金31億8,036万1,056円でございます。

第8款繰越金の収入済額は189億1,913万6,314円で、前年度からの繰越金でございます。

第9款県財政安定化基金借入金の収入済額はございません。

第10款諸収入は、収入済額9億8,626万5,262円でございます。

おめくりをいただきまして、26ページ、27ページをお願い申し上げます。

続きまして、歳出でございます。

第1款保険給付費は、支出済額6,875億2,527万8,172円で、予算現額に対し執行率98.41%でございます。主なものは、備考欄に記載の療養給付費6,492億8,288万9,859円、訪問看護療養費45億3,057万7,652円、高額療養費299億3,034万5,672円、葬祭費21億8,865万円でございます。

28ページ、29ページをお願いいたします。

第2款県財政安定化基金拠出金は、支出済額16億1,742万9,328円で、執行率は100%でございます。

第3款特別高額医療費共同事業拠出金は、国民健康保険中央会が運営する共同事業への拠出金でございます。支出済額1億4,958万3,883円で、執行率は96.75%でございます。

第4款保健事業費は、構成市町村への健康診査事業の委託料で、支出済額22億8,810万

3,075円で、執行率は93.02%でございます。

第5款公債費の執行はございません。

第6款諸支出金は、支出済額129億1,174万8,637円で、執行率は99.47%でございます。

その主なものは、おめくりをいただきまして、31ページの備考欄に記載の償還金、これは国等への平成25年度分の償還金で127億9,938万2,530円でございます。

第7款予備費の執行はございません。

以上が一般会計及び後期高齢者医療特別会計の決算についての説明でございますが、この決算につきましては、去る7月28日に監査委員による決算審査をいただいておりますので、お手元の決算審査意見書をごらんください。

決算審査意見書の1ページでございます。

第4審査の結果でございますけれども、各会計の決算書及び附属書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で、内容も適正であると認められた。なお、予算の執行状況についても適法であり、適正に執行されているものと認められたとされております。審査意見につきましては、13ページ、14ページに記載をされております。

認定第1号及び認定第2号についての説明は以上でございます。

○議長（小林祥子） これより質疑を行います。

認定第1号及び認定第2号に関して、5番、小林明議員、21番、加藤芳文議員、32番、坂野公壽議員から通告がありましたので、通告一覧の順に質疑を許します。

5番、小林明議員。

○5番議員（小林 明） 質疑を行いたいと思いますが、質疑に入る前に、議会運営に関して、一言意見を述べさせていただきたいと思っております。

議会運営については、本会議中心か、あるいは、委員会中心かの2通りあると思っております。どこの市町村議会でも、委員会が設置されて、議案は委員会で詳細に審査されていると思っております。しかし、当議会には委員会は設置されておりません。よって、本会議中心の議会運営が行われ、議案審査は形式的に行われていると言わざるを得ません。議案質疑についても、発言通告をしなければならず、発言時間も答弁を含め30分などと制限されておりますし、2つ以上の議案を一括議題にした場合、同一議案とみなされて質疑について3回しか認められないという、こういうことであります。

このようなことで本当に議会の役割が果たせられるか、非常に疑問であります。申し合わせ事項がいつの会議で確認されたか知りませんが、申し合わせ事項を見直されて、議会としての役割が果たされるよう議長に要望して質問に入りたいと思っております。

決算認定第1号及び2号について質疑を行います。

最初に、決算認定1号、一般会計歳入歳出決算で、愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会について2点お尋ねいたします。

第1点目は、懇談会の委員の選任についてであります。

この懇談会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、被保険者の関係者の意見を聞く場として設置されているものであります。

懇談会の委員のうち、被保険者の委員2名が公募によって決められることになっております。この公募による被保険者の委員は、被保険者400名を無作為で抽出して、その400人か

ら応募された方の2名を抽選で委員を決めています。これでは、後期高齢者医療制度の円滑な運営のために意見を述べたいと思っている方が応募する機会を与えられない、不公平そのものではないかと思えます。公募の委員は無作為抽出でなく、被保険者全体から公募すべきと考えるが、連合長の見解を求めたいと思えます。

第2点は、懇談会で出された意見がどのように生かされているかという問題であります。

平成26年度は2回懇談会が開催されているようですが、この懇談会で出された主な意見、そして、その意見が後期高齢者医療制度の円滑な運営に対してどのように生かされたのか、お尋ねしたいと思います。

次に、決算認定2号、特別会計歳入歳出決算について、2項目についてお尋ねいたします。

第1項目の保険料の滞納状況と、短期保険証の交付状況について、2点お尋ねいたします。

第1点は、保険料滞納者の所得階層別の状況についてであります。

わずかな年金しかもらっていない方、無年金の方などの生活は、年金の切り下げ、さらには消費税増税などにより、ますます苦しくなるばかりであります。保険料を払いたくても払えないという方もいると思えます。保険料滞納者の多くは所得の低い人たちじゃないかと思えますが、滞納者の所得階層別の状況を説明していただきたいと思えます。

第2点目は、短期保険証及び資格証明書が発行されている被保険者数の所得階層別の状況についてであります。

保険料滞納は所得の低い方の率が高いと思えますが、短期保険証などは保険料滞納者に発行しているもので、実態はどうなっているのか、所得階層別の短期保険証や資格証明書の発行状況について説明していただきたいと思えます。

第2項目の歳入歳出決算の市町村支出金についてお尋ねいたします。

特別会計の決算書を見て、歳入の款1の市町村支出金が歳入調定額と収入額が同額になっております。市町村負担金は、保険料と市町村の負担する財政安定負担金であると思えますが、調定額と収入額が同額になっているということは、保険料の滞納がないということを示しているのではないかと思えます。保険料の滞納はなかったのでしょうか。

以上、質疑を行います。明確な答弁をお願いいたします。

○議長（小林祥子）　　まず、小林議員に申し上げます。

ただいま初めに御質問された事項につきましては、通告にございませんでした。

○5番議員（小林 明）　　通告してあるでしょう。

○議長（小林祥子）　　議会の進行について。これはもう既に……。

○5番議員（小林 明）　　議長のほうにお願いしている。

○議長（小林祥子）　　事前に全体の協議会でも審議が済んでいることをございますので、こうした通告にない発言は許可できませんので、注意をさせていただきます。

○5番議員（小林 明）　　そんなことない。何を言っておるんだ。なぜ、そんな許可できん、取り消せということか。

○議長（小林祥子）　　注意を申し上げます。

○5番議員（小林 明）　　注意される必要ない。

○広域連合長（中野正康）　　議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 広域連合長。

○広域連合長（中野正康） 小林議員から、懇談会委員の公募方法についてお尋ねがございました。

議員おっしゃるとおり、できるだけ多くの方にチャンスをとすることは理想論としては理解できますが、ただ、当広域連合における被保険者の数、現在およそ82万人となっております。全ての被保険者の方々に公募に関する情報を正確に、公平に、詳細に提供してということもなかなか難しいかなと考えております。

こうしたことから、効率的な業務と平等な取り扱い、こうしたバランスを考えながら、現在、無作為で400名を選んで、その中で懇談会の委員の決定しているものと理解をしております。

以上、よろしく申し上げます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 続きまして、懇談会で出された意見がどのように生かされているかについてのお尋ねでございます。

懇談会の席上におきましては、公募による被保険者委員を含め、各委員から後期高齢者医療制度に関する貴重な御意見をいただいております。

26年度に開催した懇談会におきましても、高齢者の口腔機能の低下を予防するために歯科健診を実施してほしいとの御意見、あるいは、費用対効果を考えながら医療費の適正化を進めてほしいといった御意見など、幅広い御意見をいただいております。

このような御意見を受けまして、歯科健診につきましては、現在、実施に向けて検討を進めておりますとともに、医療費の適正化についても、今後より一層費用対効果を考慮しながら、ジェネリック医薬品の普及啓発、それから、重複・頻回受診者に対します適正受診に向けた指導、こういったことに力を入れてまいりたいと、こう考えております。

続きまして、保険料滞納者の所得階層別の状況についてでございます。

私どもが把握をしております保険料算定の際に用います旧ただし書所得、これをもとして階層別に区分をした状況を説明させていただきます。この旧ただし書所得と申しますのは、前年の総所得金額と、その他分離所得等の合計から基礎控除である33万円を除いた額でございます。

まず、平成26年度決算時点の滞納者7,161名でございますけれども、その内訳は、所得ゼロ円以下が3,772名、58万円以下が939名、所得200万円以下が1,635名、400万円以下が485名、所得600万円以下が141名、所得600万円超が189名でございます。このうち、所得階層に占める滞納者の割合が最も多い階層は400万円以下の階層で1.308%、最も低い階層が所得ゼロ円以下で0.769%でございます。

次に、短期保険証及び資格証明書が交付をされております被保険者の所得階層別の状況についてお尋ねでございます。

先ほどと同じく、保険料算定に用います旧ただし書所得をもとして、階層別区分をした状況を御説明申し上げますと、平成27年3月末現在の短期保険証交付者は730名でございます。その内訳は、所得ゼロ円以下が298名、58万円以下が113名、所得200万円以下が250名、400万円以下が51名、所得600万円以下が5名、600万円超が13名でございます。

なお、資格証明書につきましては、交付手続きがございません。

それから、歳入歳出決算附属書の事項別明細書において、保険料等負担金の調定額と収入済額が同額になっていることについて、保険料の滞納はないのかとのお尋ねでございます。

保険料等負担金は、市町村が徴収をいたしました保険料と、保険料均等割額の法定減額に要する費用、これをあわせて広域連合に納付していただくものでございます。市町村が徴収済みである保険料額と算定をされました法定減額に要する費用を調定いたしますので、過不足なく収入をされ、調定額と収入額は一致をすることとなります。

保険料の滞納につきましては、平成26年度の賦課分保険料の調定額659億2,944万円余に対しまして、収納額656億2,037万円余となっており、収入未済額は3億907万円余でございます。また、滞納繰越分の保険料は調定額5億5,455万円余に対しまして、収納額2億3,783万円余となっておりまして、収入未済額は3億1,671万円余でございます。このうち、7,117万円余が不納欠損となり、5億5,461万円余が平成27年度に繰り越されております。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 5番、小林明議員。

○5番議員（小林 明） まず、第1に、懇談会の委員の選び方についてであります。前回か前々回か知りませんが、どう言ったか知らないですけども、当時のわしの議員が同じような質問をされたと思います。今日の答弁も同じような答弁でありましたけれども、被保険者が82万人おるから、だから、全ての人たちに情報を提供するの難しい、困難だというようなことがありましたけれども、そういう答弁でありましたけれども、納付通知書といたら、全ての被保険者に通知を出しているんじゃないんですか。そういう人たちに納付書と一緒に送付すれば情報は提供できるじゃないですか。また、インターネットのホームページにでも掲載するかと、あるいは、説明のパンフレットに掲載するなり、やろうと思えばできるんですから。82万人もおる人の中で400人しか通知しないということこそが不公平じゃないんですか。何%になるんですか。0.5%ぐらいにしかないじゃないですか。82万人おる人の0.5%の人たちに情報を提供して公平だと思っておりますか。こんな不公平な話はないじゃないですか。だから、やろうと思えばできるんですわ。納付通知書を発行するとき一緒に同封すればできるし、インターネットのホームページに掲載したっていいし、それぞれの市町村の広報に掲載してもらってもいいし、やり方はいろいろとあると思うんです。

だから、その辺、やっぱり考えるべきじゃないかと思っておりますけれども、その点について、もう一度、見解をお伺いしたいと思います。

時間も制限されておりますので、特別会計の決算認定についてお尋ねしたいんですが、滞納はあるわけでしょう。滞納があつて、延滞金はどうなっているんですか、滞納がある。滞納があれば一般的には延滞金も取る、徴収するんだ。延滞金、歳入ゼロだよ。延滞金はどこに行ったんです。

それが1つと、市町村の支出金の保険料等という、等というのが先ほど言った保険基盤のそれぞれの市町村の負担金なんですよね。普通なら、決算書なり予算書でも、款項目節があつて、目が市町村等負担金であれば、節は現年度分保険料、そして、滞納繰り越し分、3つ目に先ほど言った保険基盤安定負担金の3項目書かないかんですわ、節は。今のやり

方だと井勘定じゃないですか。井勘定でやって、延滞金も各市町村から出されておる延滞金が保険料であるはずがないじゃないですか。この延滞金はどこへ消えたんです。説明してもらいたいと思います。

全部一遍に一括してやらないと3回以内だということですので、ついでにお尋ねしたいんですけど、そういう井勘定をしているから、結局、決算書を見たって、保険料がどれだけあるのか分からない。結局、監査委員の決算意見書を見て初めて等というのは市町村の負担金だということが分かるわけ。ですから、もうちょっと予算書にしても決算書にしても、款項目節の節をもうちょっと充実させる必要があるんじゃないかと思うんですが、どう思っているんでしょうか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） まず、懇談会の公募委員の公募の仕方についての御質問でございます。

議員おっしゃられますように、公募委員の公募の方法につきましては、さまざまな方法が考えられると思いますけれども、私ども広域連合といたしましては、現在、25年度以降行っております抽出方式、これが一番平等なものであるというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

申し訳ありません。延滞金の取り扱いにつきましては、今、調べておりますので、お時間をいただけますでしょうか。

それから、事項別明細書の記載の仕方でございますけれども、この事項別明細書そのものが高齢者医療制度の始まる時に国から示された形のものを、それから、それに準じて使用しておるといふものでございますので、現在の形になっております。これ以上詳しいものとする形式になっておらなかったといふものでございますので、この形を従来から続けておるといふものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小林祥子） 答弁を続けられますか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 延滞金につきましての答弁でございますけれども、少々時間がかかるようでございますので、改めましてお答えを申し上げたいと存じます。よろしくお願いたします。

○議長（小林祥子） 5番、小林明議員。

○5番議員（小林 明） 懇談会の委員の決め方で、公募の委員の決め方だけど、82万人おる人の中で、たったの400人の人たちに対して情報を提供するのが公平だと思っておるんですか、平等だと思ってるんですか。全員に情報を流したほうが平等じゃないですか。あなたは、たったの82万人のうち400人に情報を流すことが平等で、82万人全員に情報を流すことのほうが平等でないと思っておるんですか。

それと、結局、会計、井勘定にしておるから分からなくなっておるんじゃないですか。保険料も滞納金も一緒くたに全部井勘定をしておるから。それぞれ現年度分の保険料がどれだけで、滞納分の保険料がどれだけで、市町村の保険基盤の安定負担金がどれだけだということはずっと井勘定でやっておるから分からないんじゃないですか。滞納繰越金分が

入っておるから、延滞金も入っておるはずですよ。それぞれの市町村は延滞金も後期高齢の広域連合に納めておるはずですよ。それを分からないとはどういうことなんですか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） まず、公募委員の募集の方法についてでございますけれども、82万人いらっしゃる被保険者の方々から無作為の抽出をするという段階を経ておりますので、その無作為の抽出の段階で、どの方でもこの400人になり得る可能性があるというふうに考えておるところでございます。

それから、延滞金でございますが、お時間がかかりまして申し訳ございませんでした。

現年分の延滞金につきましては945万8,916円、滞納繰り越し分につきましては47万5,200円、これが市町村から広域連合に納められております。

○5番議員（小林 明） 書いていないがね、決算には。歳入に入っているなら、どこに入っているの。

○議長（小林祥子） 続いて、21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番。

それでは、認定第1号で2点、認定第2号で5点質問します。

まず、認定第1号のほう、最初は、歳出の款2項1目1節19です。

後期高齢者医療制度特別対策補助金9,258万2,000円と、交付先補助事業の内容、補助事業の成果がどのようなものであるか、お伺いします。

25年度の補助金額は1億9,281万3,000円であったわけですが、大幅に減額になった理由は何ですか。

2点目として、歳出、款2項3目1監査委員費。

当初予算額は18万8,000円で、支出済額は15万604円、代表監査委員の勤務日数、勤務時間など、勤務形態はどうなっているか。定例監査以外に監査委員の裁量に基づく随時監査は行われているか。行われているとすれば、どのような事例があるか、お伺いします。

次に、認定第2号、歳入、款2項2目2後期高齢者医療制度事業費補助金。

当初予算額5億5,280万3,000円、それに対し、調定額は2億9,742万3,006円、収入済額は2億9,742万3,006円です。当初予算額に比べ、調定額がかなり少ない額です。その理由は、健康診査事業費補助金だろうと思うわけですが、調定額はどの時点で算出されたものか。愛知県の広域連合での健康診査事業の実施状況は他の都道府県の実施状況と比較してどの位置にあるか、お伺いします。

次に、歳入、款10項3目2返納金。

当初予算額1,000万円であったが、調定額が1億7,642万円余、収入未済額が2,566万円増えているわけです。返納金とはどのような政策が起因で、未済額が発生した理由は何か、お伺いします。

3点目として、歳出、款1項1目5審査支払手数料。

当初予算額11億4,351万円、支出済額は9億8,224万円余、不用額が1億6,126万円余、執行率85.90%、主要施策報告書に不用額が多い理由を、実績額が見込みを下回ったためと、こうあるんです。審査支払い手数料はレセプト1枚当たりの単価に点数を掛けて得られるわけですが、不用額が発生した理由、そして、単価と件数とのどのような関係であったか、

お伺いします。

当初審査により不適切な請求が発見された件数と事例及び金額はどのようなか。審査の委託先はどこか。レセプトは二次点検も行われるわけですが、当初審査との関係はどのようなになっているか。

4点目として、歳出、款1項3目1葬祭費。

当初予算額は22億8,120万円、支出済額は21億8,865万円、不用額は9,255万円、葬祭費は申請書に基づき、広域連合が支払うと聞かれますが、その点が事実なのかどうか。事実とすると、26年度において申請がないため、葬祭費が支払われなかった件数と総金額はどのようなか。支払い申請は何年間さかのぼることが可能なのか。

5点目として、歳出、款6項1目3還付加算金。

当初予算額130万円、支出済額が60万円余、償還金に対する還付加算金の計算方法、発生時期、あるいは利率はどのようなになっているか。国・県・市町村・支払基金への還付金についても還付加算金がつくのかどうか。つかないとしたら、還付加算金の支出済額610万円は何に対するものか、お伺いします。

以上で、1回目の質問終わり。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） まず、後期高齢者医療制度特別対策補助金についての御質問でございます。

26年度におきます補助金の交付先は、名古屋市を始め53市町村。補助事業の内容は、主として人間ドック・脳ドック、肺炎球菌ワクチンの費用助成事業でございます。補助事業の成果につきましては、疾病の早期発見や予防などに寄与しているものと考えております。

補助金額が減額となった理由でございますが、平成26年10月から、高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチンが定期接種化をされたことに伴いまして、肺炎球菌ワクチンの費用助成事業の補助対象が半年分となったことによるものでございます。

続きまして、監査委員についてのお尋ねでございます。

代表監査委員の勤務形態についてでございますが、代表監査委員は非常勤で、定例的な用務としては、定例監査、例月出納検査、それから決算審査がございます。平成26年度の勤務日数は14日となっております。

なお、随時監査の実施状況についてでございますが、随時監査の実績はございません。

続きまして、健康診査事業費補助金についてでございます。

まず、補助金調定額の算出時期でございますけれども、26年度は、まず9月に当初申請分の交付決定通知がございました。それから、27年3月に事業費の追加を加味いたしました変更申請分の追加交付決定通知がありましたので、それぞれ調定時期となります。

また、健康診査の実施状況の他都道府県との比較でございますけれども、平成25年度末の数字しかございませんが、当広域連合は受診率が32.92%、全国第7位となっております。

次に、返納金についてのお尋ねでございます。

この返納金は、診療報酬の過払いが生じた場合に、過払い分を返還していただくもので、転出、あるいは生活保護の受給開始などによりまして資格を喪失した後の受診に係る医療費、修正申告等により一部負担金の割合が変更になった場合の差額を被保険者に請求する

場合と、それから、不正請求などによります診療報酬の返還金を医療機関等に請求する場合がございます。

収入未済額が発生した主な理由につきましては、返還額が多額なために、一括納付が困難な方に対しまして、返済能力に応じた分割納付をお願いしておりますので、平成27年度以降に分割納付をしていただく額が収入未済となっているものでございます。

それから、審査支払手数料についてでございます。

まず、不用額の発生理由についてでございますが、平成26年10月審査分から、レセプト1件当たりの契約監査が48.60円が37.10円に減額になりましたこと、それから、2,352万9,000件見込んでおりましたレセプトの審査件数が2,295万1,883件に減少をしたことが挙げられます。

次に、一次審査により確認をされた不適切な請求でございますけれども、当広域連合におきましては、審査業務を愛知県国保連合会に委託いたしております。この審査業務は、県内の医療機関から受け付けました全てのレセプトが対象になりますので、その中には愛知県内で受診をされた他の都道府県の被保険者のレセプトも含まれております。従いまして、件数、金額につきましては、それらを含んだ数値でお示しをいたしますと、不適切な請求件数及び金額の合計は25万7,114件、101億1,544万1,327円。その内訳は、返戻によるもの、これが7万3,570件、87億5,587万8,423円、査定によりますものが18万3,544件、13億5,956万2,904円となっております。

不適切な請求の事例につきましては、返戻分は保険者番号が違っているとか、あるいは被保険者負担割合が違っている、被保険者資格が不備であるといったもの、それから、査定分といたしましては、病名と薬剤が不整合である、国が示している診療報酬算定の解釈から逸脱をしているなどが主な事例として挙げられます。

また、一次審査におきましては、診療報酬請求の算定ルールを確認しながら、医療機関から請求がありました1カ月分のレセプトをチェックいたしておりますのに対しまして、二次点検では、被保険者単位で同一医療機関で過去複数月の受診内容を点検いたします縦覧点検、それから、同一の月の複数の医療機関での受診内容を点検いたします横覧点検、それから、医科・歯科レセプトと調剤レセプトを突合して点検をします突合点検などを実施することで、一次審査とは異なる視点からの点検を行っておるところでございます。

次に、葬祭費についてお尋ねをいただきました。

葬祭を行う方が葬祭費の支給を受けようとするときは、申請書を提出しなければならないと当広域連合の規則において規定をされておりますので、申請に基づいた支給をいたしてございます。平成26年度におきましては、お亡くなりになられた4万5,336人に対しまして4万3,773件の支給申請がございました。1,563件が未申請となっております。金額といたしましては、7,815万円が支給をされておりません。また、支払いを受ける権利につきましては、葬祭を行った日の翌日から起算をして2年を経過すると時効となります。

次に、償還金に対する還付加算金についてのお尋ねでございます。

還付加算金につきましては、過誤納金を還付する際に、地方税法に規定をされます過誤納金の区分に従い、定められた日から還付のための支出を決定した日、または充当した日までの日数に応じ、その還付額に国が定める利率を乗じて計算をした金額を加算するということになっているものでございます。

なお、過誤納金は2,000円未満であるとき、または計算をされた還付加算金が1,000円未満であるときは、還付加算金が加算をされません。

還付加算金の発生時期につきましては、保険料の更正等により発生をする過納金、これにつきましては、保険料の納付または納入があった日の翌日から、その他の誤納金につきましては、保険料の納付または納入があった日の翌日から起算して1月を経過した日から発生をいたします。

次に、還付加算金は、国・県・市町村・支払基金への償還金についても発生をするのかというお尋ねでございますが、これらに対します償還金につきましては、還付加算金は発生をいたしません。

それから、還付加算金の610万円、これは何に対して発生をしたものかというお尋ねでございますが、26年度の還付加算金610万円につきましては、被保険者に対して還付をする保険料の過誤納金額に対して発生をしたものでございます。

26年度に還付加算金が多く生じた理由としまして、後期高齢者医療保険料の減額更正に係る時効の期間制限、これが撤廃をされたことが主な理由となります。従来、後期高齢者医療保険料の時効は2年であるとされておりまして、2年を超えて保険料を更正することはできないとされておりましたけれども、平成25年6月の介護保険料に係る高等裁判所の判決を受けまして、26年8月に国から通知が出まして、26年度以前の保険料については期間の制限なく減額更正ができるとされました。そのため、広域連合では、26年10月に調査を行いまして、保険料の一括更正を実施いたしております。そのため、還付加算金が当初予算に比べ多額となっておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

まず、認定第1号のほうで、後期高齢者医療制度特別対策補助金の対象事業としては、主として人間ドック・脳ドック、肺炎球菌ワクチンの費用助成であると、こういう答弁であったわけですが、それぞれの事業の補助率というものがあるのかどうか。

それから、監査委員についてですけど、平成26年度の勤務日数は14日と、こういう答弁でしたけど、月別の勤務日数はどうなっているのかどうか。また、平均的な勤務時間はどうでしたか。

認定第2のほうについて、審査支払いについてですけど、主要施策報告書の主要委託業務実績表の中にレセプト点検業務委託、レセプトの二次点検業務というのがあるんですが、レセプトの一次点検である審査支払手数料の記載がないのはなぜなのか。

それと、葬祭費についてですが、葬祭費については規則で支払うということなんですが、申請資格者について一定の基準があるのかどうか。支給申請を承認しなかった事例があるのかどうか。広域連合は葬祭費が未支給者一覧を構成市町村に渡し、市町村がみずからの判断で対応をとることができないのかをお尋ねします。

還付加算金についてですが、還付加算の利率は数値としてどうなのか。また、今議会、マイナンバー関係の議案が出ていますが、マイナンバー制度の施行後は還付金や還付加算金の支払いに個人番号の取得が広域連合として必要になるのかどうか、お願いします。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 特別対策補助金についてのお尋ねでございます。

特別対策補助金の人間ドック・脳ドック、肺炎球菌ワクチン予防接種への補助率でございますけれども、これらの事業につきましては、被保険者の方の自己負担分を除いた受診、これや、予防接種の費用と、市町村におきます事務経費を対象として補助をしているものでございますが、市町村から申請があった全額を補助いたしております。

続きまして、監査委員についてのお尋ねでございますが、代表監査委員には、例月出納検査で毎月1日、勤務をいただいております。そのほかに、7月に決算審査で1日、12月に定例監査で1日、お願いをいたしてございます。

それから、平均的な勤務時間でございますけれども、例月出納検査はおおむね1時間程度、決算審査、定例監査はおおむね2時間程度となっております。

それから、審査支払手数料の記載が主要委託業務実績表の中にないことについてお尋ねがございました。主要委託業務実績表に掲載をいたしております業務は、一般会計、特別会計の第13節委託料に含まれます委託金額が500万円以上のものを記載しております。この審査支払手数料は、12節の役務費でございますので、記載の対象といたしてはございません。

次に、葬祭費の資格の申請の関係のお尋ねでございます。

3点お尋ねがございましたが、まず、1点目の申請資格者の基準でございます。

私どもの後期高齢者医療に関する条例第2条におきまして、葬祭費は、葬祭を行った者に支給をするとされており、支給申請の資格者は、葬祭執行者本人、それから、本人から委任を受けた親族などの代理人といたしております。

2点目の支給申請を承認しなかった事例につきましては、申請窓口であります各市町村において葬祭執行者である確認を必ず行っておりますので、支給申請を承認しなかった事例はございません。

3点目の葬祭費の未支給者一覧につきましては、市町村に御活用をしていただくために、毎月、市町村別にデータを提供いたしてございます。

次に、還付加算金の具体的な利率でございますけれども、これは国が定めておるものでございますが、平成20年が4.7%、これは年の利率でございますが、21年が4.5%、22年から25年までが4.3%、26年が1.9%、27年が1.8%でございます。

還付金や還付加算金の支払いの際、個人番号の取得が必要かというお尋ねでございますが、還付金、還付加算金の支払い事務は市町村は分担をしておる事務でございますので、詳細につきましては把握をいたしてございません。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 21番、加藤芳文議員。

○21番議員（加藤芳文） 21番、加藤。

まず、認定第1号の後期高齢者医療制度特別対策補助金ですけど、人間ドック、脳ドック、肺炎球菌ワクチン予防接種に対して、被保険者の自己負担額、または負担割合というのは、補助金交付を受ける市町村で同一なのか、お伺いします。

また、監査委員の職務は、定例監査の中にもあるわけですが、その1つに、職員の人事管理事務がありますが、広域連合の監査委員はそういったことを実施しているのかどうか。

認定第2号の審査支払手数料について、広域連合に権限が属する事務を国保連合会の方がし、対価を支払っているのですから、審査支払手数料も委託費として取り扱うのが妥当ではないかと私は思うんですが、いかがですか。

それと、最後の還付加算金について、マイナンバーのことを聞いたわけですが、厚生労働省からマイナンバー制度の運用マニュアルというものが広域連合に提示されているかどうか、お伺いします。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） まず、特別対策補助金についてのお尋ねでございますが、この補助金の対象経費は、被保険者の方の自己負担分を除いた市町村の費用といたしております。補助対象外の自己負担額、あるいは負担割合につきましては、市町村によって異なっており、同一ではございません。

次に、監査委員についてでございますけれども、職員の人事管理事務を対象とした、いわゆる行政監査でございますが、当広域連合では、実施した実績はございません。

次に、審査支払手数料の取り扱いでございますけれども、これにつきましては、審査支払手数料の内容を見ますと、委託業務でございますので、役務費ではございますけれども、来年度から主要委託業務実績表に掲載をさせていただきたいと存じます。

それから、マイナンバー制度の運用マニュアルについてでございますけれども、厚生労働省から運用マニュアルは示されておらず、簡単な事務フローや本人確認のあり方などが示されているのみでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 続いて、32番、坂野公壽議員。

○32番議員（坂野公壽） 総務費、そして民生費の中の委託料という問題について、ちょっと聞かせてください。

結構、項目でいくと、26項目ぐらいあったな。その金額は約7億円。随意契約と一般競争入札と、この違い、どこの議会でも、きょうびは一般競争入札を多くして、随意契約を少なくしておくというのが時代の流れだと私は考えております。

その中で、いろいろ書類を見せてもらった中でこれは、金額の大きいやつほど随意契約。その随意契約にする理由があるだろうとは思いますが、ある程度きちっと競争入札の導入をして、経費の削減を図るのが事務局の仕事だと私は考えておる。今、随意契約と、それから入札との比率はいかがなものか。

そして、仮に随意契約でなきゃならんものの中にはあると思う。どうしてもこれは特許をとっておるで、これは特許を持っておるところに与えなきゃならんという問題もあると思うけど、そこの辺を皆さんに分かるように、随意契約もやむを得んと思われるように説明をしていただきたい。でなければ、今後、競争入札に踏み切っていくということも必要だと私は考えおります。

今までの答弁を見ておると、議員総会の答弁だって、今までやってきたことが正しいと思ってやってみえておるが、やっぱり違うことは違うんだということの事務当局の姿勢も含めて御答弁願いたいと思います。

以上です。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 委託契約、委託費についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、地方公共団体が契約を行う場合には一般競争入札による、これが原則とされております。その例外として、指名競争入札、随契というのが認められておるところでございますけれども、例えば、御質問の中の入札を行ったものと随意契約を行ったものの比率につきましては、この場で数値が出てまいりませんので、お時間をいただいてまたお答えをさせていただくということをお願いをさせていただきたいと存じます。

それから、随意契約、それから指名競争入札とする理由でございますけれども、先ほど加藤議員の御質問の中にも出ましたが、本日お示しをしております主要施策報告書の一番最後のところに主要の委託業務の実績表というのが載せてありまして、委託料の中で500万円以上のもの、これを記載しておるわけでございますけれども、これをごらんいただきますと、一般競争入札しておりますものが真ん中あたりにありますデータ入力等業務委託、その1件でございます、それ以外のものは随意契約、あるいは指名競争入札というふうになっております。この表をごらんいただきますと、そのデータ入力等業務委託を除きまして、大きく分けて給付関係の委託業務、これは委託先が国保連合会になってございます。それから、もう一つが電算システム関係の委託業務になってございます。

この国保連合会を相手方といたします給付関係の委託業務、これにつきましては、業務を実施するために必要なシステムといたしまして、どうしても国保連合会の持つております請求支払いのシステム、それから、レセプト管理のシステム、これらが必要となつてまいりますので、このシステムを保有している者は国保連合会が唯一だということございまして、この理由から随意契約といたしているものでございます。

それから、電算処理システムの関係でございますけれども、電算処理システムにつきましては、国が一律のパッケージソフトとして全国の広域連合に配付をしております標準システムというものがございます。それから、各都道府県がいろいろ独自の制度として実施をしております、例えば、愛知県で申しますと、県、それから市町村が共同で実施をしております福祉医療制度などがございますけれども、福祉医療制度に対応するために愛知県独自の外づけシステムというものを設置いたして、先ほどの標準システムとあわせて一体的に購入をする必要がございます。この外づけシステムにつきましては、このシステムをつくったときの知識、ノウハウを有する開発業者じゃないと請け負うことがより困難であるという理由から随意契約といたしているものでございます。

それから、議員御指摘の過去からずっとやっているから随意契約だ、あるいは指名競争入札だというお尋ねでございますけれども、私ども事務局といたしましては、例えば、毎年実施をする契約につきましては、その都度、これは一般競争入札にふさわしいのではないかと、どうかということはきちんと確認をいたしながら実施をしておりますので、御理解を賜りたいというふう存じます。

以上でございます。

○32番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 32番、坂野公壽議員。

○32番議員（坂野公壽） それは、今言われたシステム等の問題のやつは何ともならんかもしれんけど、500万以下のやつでもようけあるわけだ。だから、今聞いたのは、随意契約は何割で、一般競争入札が、指名競争入札は何割かと、こう聞いたわけ。500万円以下のやつだっていっぱいあるんだわ。いっぱいあるんだよ。それで、今どう言った。一般入札だとか随意契約だとかというのはどこで決めるの。事務局が決めるんでしょう。違うのですか。

○総務課長（大谷 智） 議長、総務課長。

○議長（小林祥子） 大谷総務課長。

○総務課長（大谷 智） 総務課長として御説明をさせていただきます。

今、坂野議員からお尋ねがありました随意契約、それから指名競争入札の割合、これにつきましては、それぞれの契約につきまして、当広域連合の契約審査会というところで審議を行っております。それで全てではございません、そこにかけるのは。そこにかけております平成26年度当初予算分として合計23件、これについての割合で御説明をさせていただくとしますと、随意契約としましたのが23件中14件、それから、指名競争入札といたしましたのが残る9件ということで、随意契約が61%、それから、指名競争が39%ということになります。

それで、この随意契約、指名競争入札、それぞれその契約方法でよいかどうかということ、今申し上げました当広域連合内に管理職員を委員として設けました契約審査会で審査を行っているものでございます。

○32番議員（坂野公壽） 議長。

○議長（小林祥子） 32番、坂野公壽議員。

○32番議員（坂野公壽） 今、答弁したよな。自分たちで委員会を設けておる、格好いいことばかり言っておっていかんて。要するに、早い話が、これは何だかんだといたら、よその人が入って審査しておるわけでも何でもないがや。局長をトップにして、何人かでやっておるだけだろう、早い話が。でしょう、早い話がそういうことだわ。それで違ったら答弁してもらわないかん。

けれども、本来的にいったら、初めにも俺が発言したけど、システムでどうしてもならんとかというやつはやむを得んと言っておる。だけど、そのほかのやつ、39%だったら、四分六だわな、早い話が。その中で、どうしてやっていくかということ、こんなもの、みんな市町村から分担金を取ってやればいいでは、こんな話では話にならんということ。どうやっても私が事務局の話聞いておれば、聞いておればだよ、何も俺たち、金もうけをしておるわけでも何でもない、事業じゃない、ただ単にみんなから集めてきて払うところだけ払って、それで自分たちのところはうまく回っておればいいような感覚で仕事をやっておられるということに俺は腹を立てておる。

今、いろいろな討論もあったかもしれんけど、法律で決まっておることをやることは当たり前だけど、その中でもどうやったら経費の削減ができるかということその委員会で話し合ったことがあるかないかを最後の質問とします。答弁願う。

○議長（小林祥子） 答弁者はいないですか。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） この質問ですけど、総務課長が答弁申し上げました契約審査会でございますが、私を長としまして管理職員を委員とするものでございます。

この契約審査会におきまして、今、議員御指摘をいただいた事項について検討をしたという実績はございません。

○議長（小林祥子） 通告のございました質疑は以上でございます。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

認定第2号に関して、30番、さはしあこ議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 議長、さはしあこ。

平成26年度特別会計決算の認定に対して、反対の立場から討論を行います。

反対する理由は、後期高齢者医療保険制度の廃止が先送りされて、26年4月から再度値上げされた保険料に基づく決算となっているからです。

2年ごとに行われる保険料の改定によって、1人当たりの平均保険料は、平成26年度で前回の保険料改定時の年額7万9,962円から8万2,584円となり、2,622円の値上げが実施されました。年金給付は特例の廃止で本来の数字に戻すための策として、3年間で2.5%の引き下げを実施するとしており、26年度は0.7%の引き下げとなりました。介護保険も3年ごとの見直しによる値上げがされるなど、高齢者の負担増は深刻な問題です。

このように、高齢者の苦しい生活の実態が26年度の決算からも明らかとなっています。保険料に対する滞納処分や短期保険証の件数も昨年度より増えており、中でも、生活を支える年金の差し押さえ件数は40件増え、4倍にもなっています。国民皆保険であるならば、全ての国民の皆さんが安心して医療が受けられることが大前提です。そもそも高齢者となれば医療費がかかるのは当たり前であり、75歳以上の方だけを切り離して別勘定にし、負担の痛みを自覚させる制度自体、そのものに問題があります。誰もが安心してかかる医療制度とするためにも、国民を年齢によって分断するような後期高齢者医療制度の廃止し、老人保健制度へ戻すべきだと申し上げまして、反対討論を終わります。

○議長（小林祥子） 通告のございました討論は以上です。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

まず、認定第1号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号「平成26年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小林祥子） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第11「一般質問」を行います。

30番、さはしあこ議員から通告がありましたので、質問を許します。

30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 初めに、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しについて、連合長にお伺いいたします。

平成26年は、消費税が5%から8%に引き上げられました。平成27年度には、名古屋市においてですが、介護保険料が1人当たり年間5,448円の値上げとなりました。年金支給も段階的に引き下げが進められ、平成26年度の平均額は0.7%の引き下げとなっています。さらに、平成29年4月には、消費税率10%へ再増税されようとしています。生活するための収入の年金が下がる一方で、消費税や保険料などの負担は増えるばかりです。このように、75歳以上の高齢者を取り巻く環境は明らかに厳しさを増していると言えるのではないのでしょうか。

そこでお伺いします。今の高齢者を取り巻く現状についての認識をお聞かせください。

平成26年度、保険料が改定され、引き上げられました。しかし、保険料軽減特例によって約半数の被保険者の負担は軽くなっています。ところが、平成27年1月に実施された社会保障制度改革推進本部において医療保険制度改革骨子が公表され、その中では、負担の公平化から、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが求められています。保険料軽減特例の予算措置については段階的に縮小し、その実施に当たっては、低所得者に配慮しつつも、平成29年度からは原則的に本則に戻す、激減緩和措置も講ずるとしていますが、実際には、後期高齢者の皆さんの負担増が危惧されます。

平成26年度の保険料が賦課されている被保険者数は、延べ人数で約84万人です。そのうち約半数の41万人程度の方が保険料軽減特例を受けざるを得ない状況です。現状、被保険者の約5割が適用となっている軽減特例が廃止された場合、負担の影響はどれほどになるか、モデルケースでお示し願います。

平成27年2月の定例会において、後期高齢者の保険料軽減特例の継続を求める意見書が採択され、連合議会から国に対して提出されました。意見書でも述べられているように、低所得者における保険料負担の大幅な増加につながり、安心して医療を受けていただくためにも、保険料軽減特例を継続することが必要です。

広域連合におきましても、社会において後期高齢者の置かれている生きにくい状況などを理解していただき、また、意見書を重く受けとめていただき、国に対して、継続はもちろんのこと、恒久化を働きかけていただくことを求めます。いかがでしょうか。お尋ねいたします。

次に、協定保養所利用助成事業についてお尋ねします。

後期高齢者医療保険の被保険者は、健康の保持増進を目的として愛知県下にある6カ所の保養所と協定を結び、1泊につき1,000円、最大4泊まで助成を受けることができます。

名古屋市の保養所として、休養温泉ホーム松ケ島と、おんたけ休暇村を所有しています。国民健康保険の加入者は、健康保険保養所施設利用事業として、同じく宿泊すると1人当たり1泊1,000円の助成を受けることができます。以前は国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することで両保養所が利用できませんでしたが、松ケ島は、名古屋市の働きかけによって後期高齢者医療制度になっても1,000円の助成を引き続き受けることができるようになりました。しかし、おんたけ休暇村は、75歳になり国民健康保険から後期高齢者医療制度へと移ることで、今まで受けることができた1,000円の助成を受けることができなくなります。

昨年9月、御嶽山が噴火して多大な被害に見舞われました。雪解けを待ち、ようやく再び捜索活動が行われました。今は既に打ち切りとなっておりますが、こうした噴火の影響によってスキー場なども営業を控え、噴火災害の風評被害など、周辺住民の皆さんへの影響も長期化をしております。愛知県の後期高齢者医療広域連合がおんたけ休暇村を協定保養所とすることで復興を支援し、おんたけ休暇村がある王滝村を応援しませんか。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

○広域連合長（中野正康） 高齢者を取り巻く現状の認識について御質問をいただきました。

やはり年金支給額の引き下げや消費税増税、こうしたことが高齢者の方々の生活に影響を与えているものと存じますが、保険料につきましては、できる限り増加を抑制すること、また、軽減制度を活用することで負担の軽減を図ってきたところでございます。

後期高齢者医療制度が発足して7年がたちました。個人的な感想ですが、立ち上がったころと比べると、何とか少しずつは定着してきたかなとは思いますが、それでも、今後とも高齢者の方々に過度な負担とならないように、国に対してしっかりと物申すべきことは言っていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、この広域連合、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう最善を尽くしてまいりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 保険料軽減特例が廃止された場合の影響をモデルケースで示すようにという御質問でございます。

保険料軽減特例は、本来、均等割額の7割減額となる被保険者の均等割額を9割または8.5割軽減をするもの、それから、被用者保険の被扶養者だった被保険者の均等割額を9割軽減するもの、さらに、所得が一定以下の被保険者の所得割額を5割軽減するものでございます。

保険料負担の影響につきましては、うちの広域連合のパンフレットにも記載をしております、収入が年金収入のみである夫婦世帯の世帯主の平成26年度保険料をモデルケースでお示しをいたしますと、年収が79万円、現在9割軽減により年間保険料は4,500円である被保険者の方は1万3,700円となり、9,200円の増額となります。年収が153万円、現在8.5

割軽減により保険料は年間6,800円の被保険者は1万3,700円となり、6,900円の増額となります。年収が169万円で、被扶養者軽減の適用を受けていることにより年間保険料額が4,500円である被保険者は2万2,800円となり、1万8,300円の増となります。年収が211万円で、所得割軽減の適用を受けていることにより年間保険料額4万8,900円である被保険者の方は7万5,000円となり、2万6,100円の増となります。

次に、保険料軽減特例について、国への働きかけについてのお尋ねでございます。

保険料軽減特例の継続につきましては、当広域連合といたしましても、これは必要なものであると認識をいたしまして、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして国に対して要望を行うなど、機会あるごとに要望をいたしてきたところでございます。

今後におきましても、引き続き機会あるごとに低所得者などの保険料軽減につきましては要望をしてまいりたいと考えております。

それから、おんたけ休暇村を新たに協定保養所利用助成の対象とすることについてでございますけれども、当広域連合におきます協定保養所については、75歳を超える高齢者の方でも利用しやすいように、地域バランス、それから交通アクセス、利用料金などを考慮した上で、愛知県とその近隣区域を対象として、尾張地区などで3施設、三河地区で3施設、合計6施設を選定いたしております。

一方で、おんたけ休暇村は長野県にございまして、施設までの所要時間が名古屋から車で約3時間、電車で約2時間半、三河地区にお住まいの方であれば、さらに所要時間がかかりますことから、地域バランス、あるいは交通アクセスの観点から見て、問題があるのではないかと考えております。

また、協定保養所利用助成事業は、国の特別調整交付金の交付対象となっております長寿・健康増進事業として位置づけをされておりますけれども、国が健康増進効果が明らかでない事業については補助の見直しを示してございまして、財源であります国庫補助の継続が不透明な状況でありますことから、施設の拡大が困難となっております。

以上の点を踏まえまして、当広域連合がおんたけ休暇村と協定を結ぶことは非常に難しい、こう考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） それぞれ御答弁いただきました。

まずは、おんたけ休暇村と保養所協定を結ぶことについて、要望を申し上げたいと思います。

この提案は、先ほど保険料軽減特例の継続、恒久化を求めたことから、高齢者が困窮した生活を送る中、少しでも負担を軽くすることで健康保持、増進を掲げる健康事業を推進していく目的としての保養所を利用していただいで、健康な体を保っていただくことを願うものです。

同時に、多くの高齢者が健康であること自体が広域連合が財政的にも助かるからです。国が健康増進効果を明らかでない事業について補助の見直しを示しており、また今は不透明というふうに言われましたけれども、広域連合として、健康増進効果など、国に対して示していく必要があるのではないのでしょうか。

何よりも、まだ災害から立ち直っていない王滝村に向けて、愛知県から応援しようとい

う、そういった目的でお話しさせていただきました。後期高齢者医療制度に加入しても引き続き1,000円の助成が受けられることができるように、おんたけ休暇村と保養所の協定を結ぶことを引き続き求めていきたいというふうに思います。

続いて再質問させていただきます。

保険料軽減特例についてお尋ねします。

軽減特例措置で見直されることによって、現段階の試算ではありますが、年間2倍から3倍の負担増が見込まれることが明らかとなりました。広域連合として、機会あるごとに国に対して要望していただいている旨の答弁がございました。愛知県を含め、ほかの幾つかの市町村の議会からも国に対して意見書が提出されていると思いますけれども、国はどのように受けとめているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 保険料軽減特例措置に関する意見書を国がどのように受けとめているか、お尋ねをいただきました。

保険料軽減特例措置の継続に関します要望は、愛知県後期高齢者医療広域連合議会から提出をされた意見書を始め、さまざまな地方公共団体のほうから要望が出されていると承知をいたしております。

国におきましては、これらの要望を重く受けとめ、保険料の軽減特例措置について、社会保障審議会のほうで慎重な検討がなされるものと考えております。

以上でございます。

○議長（小林祥子） これで一般質問を終わります。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長させていただきたいと思っております。

次に、日程第12、請願第3号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」を議題といたします。

請願の要旨等については事務局に報告させます。

○議会事務局長（大谷 智） 日程第12、請願第3号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、受理は平成27年7月27日、請願者は、愛知県社会保障推進協議会議長森谷光夫さんと全日本年金者組合愛知県本部執行委員長伊藤良孝さんです。紹介議員は小林明議員、さはしあこ議員でございます。

請願事項は、「1低所得者に対し、愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度を設けてください。」「2国に対して、後期高齢者の保険料軽減特例見直しを行わず、国による財源確保の上、恒久的な制度となるよう求めてください。」「3一部負担金減免について、生活保護基準の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。」「4保険料未納者への短期保険証の発行はやめ、財産の差し押さえは行わないでください。」「5愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会の公募委員は、無作為抽出によるものでなく、広く被保険者から公募するよう改めてください。」「6後期高齢者医療葬祭費の支給に関して、申請勧奨をしてください。」というものでございます。

以上でございます。

○議長（小林祥子） 本件請願については、当局の見解について説明を求めます。

○事務局長（鈴木茂彦） 議長、事務局長。

○議長（小林祥子） 鈴木事務局長。

○事務局長（鈴木茂彦） 請願第3号につきまして当局の見解を申し上げます。

1点目の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度の創設であります。低所得者に対する保険料の軽減制度につきましては、これまでも、被保険者均等割額の9割、8.5割、5割、2割軽減の措置と所得割額の5割軽減の措置が講じられており、そのうち被保険者均等割額の5割、2割軽減については、平成26年度に引き続き、今年度も保険料の軽減判定に用いる所得基準額の引き上げにより軽減対象が拡大されたところです。低所得者に対する保険料軽減については、全国一律の措置として国の軽減措置の中で行うべきものと考えております。

2点目の保険料軽減特例についてであります。

保険料軽減特例の継続につきましては、当広域連合としても、必要なものと認識し、全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて行うなど、機会あるごとに国に対して要望してきたところでございます。今後につきましても、引き続き機会あるごとに低所得者等の保険料軽減について要望してまいりたいと存じます。

3点目の一部負担金減免でございます。

医療機関等で被保険者が負担する一部負担金につきましては、先ほども申し上げましたとおり、法令に基づき、減額、免除、徴収猶予の措置を行っているところであり、独自の減免措置につきましては考えておりません。

4点目の短期保険証の発行、財産の差し押さえについてであります。

短期保険証につきましては、被保険者間の負担の公平の観点から、納付相談の機会を設けることにより保険料の納付につなげるために発行しているもので、国の通知等に基づく適正な手続の元に行っているところでございます。

また、財産の差し押さえ、いわゆる滞納処分につきましては、きめ細やかな収納対策を適切に行った上で、十分な収入、資産等があるにも関わらず、なお保険料を納めない被保険者に対し保険料負担の公平の観点から行うものであり、保険料の徴収事務を行う市町村において滞納者の生活状況等を十分に把握した上で適切に事務がされているところでございます。

5点目の懇談会の委員の公募の方法についてでございます。

懇談会の委員については、平成25年度から無作為抽出による公募という方法で被保険者委員の選定を行っております。当広域連合における被保険者数はおよそ82万人であり、全ての被保険者に公募に関する情報を公平に提供し公募を行うことは困難と考えております。このことから、被保険者委員の公募に関する情報を知り得た方も、そうでなかった方も、平等な取り扱いとなることを念頭に、無作為に選んだ被保険者の中から懇談会の委員を選定しているものであります。

また、懇談会の席上では、公募による被保険者委員からも御意見をいただいているところでございますので、御理解賜りたいと存じます。

6点目の葬祭費の申請勧奨についてであります。

葬祭費は、被保険者の葬祭を行った方に対して支給することとされております。葬祭費の御案内につきましては、被保険者の御家族などが死亡届を提出される際に、市町村の窓

口において各種手続の窓口案内チラシをお渡しし、葬祭費の支給手続について御説明を行うなど、対象者の方への周知の徹底に努めているところでございます。また、日ごろより、制度案内のパンフレットやホームページなどで御案内をしており、葬祭費の支給についての周知は十分図られているものと考えております。

申し訳ございません。請願第3号の1点目の御説明をちょっと補足させていただきます。

先ほど、私の説明の中で、低所得者に対する保険料軽減については全国一律の措置として国の軽減制度の中で行うべきものと考えておりますと申し上げましたが、それに付随をいたしまして、また、医療機関等で被保険者が負担をする一部負担金につきましては、法令等に基づき、震災、風水害、火災等の災害により住宅、家財、その他の財産に著しい損害を受けた場合を始め、事業の休廃止、失業等のもろもろの事情により収入が著しく減少した場合も減額、免除、徴収猶予の措置を行っているところでございまして、独自の軽減措置につきましては考えておりません。

失礼をいたしました。以上でございます。

○議長（小林祥子） 請願第3号について、質疑の通告はございませんでした。
質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようでございますので、これで質疑を終わります。
これより討論を行います。

30番、さはしあこ議員から討論の通告がございましたので、討論を許します。

30番、さはしあこ議員。

○30番議員（さはしあこ） 請願第3号「後期高齢者医療制度の改善を求める請願書」について、賛成の立場から討論を行います。

消費税増税、保険料の引き上げ、年金給付の引き下げ、社会保障の削減が高齢者の暮らしを直撃しています。高齢者を取り巻く環境はますます厳しさを増しています。高齢者の負担は既に限界まで来ており、安心して医療を受けることができない状態まで追い込まれている方も少なくありません。過度な保険料負担による滞納を防ぎ、一部負担金支払いが困難で受診を控えたために起こる病気の重篤化を防ぐためにも、低所得な高齢者への対策として、愛知県は独自に一部負担金減免を含めた軽減制度の実施や個別訪問などによる相談体制の強化が必要と考えます。

請願事項1の低所得者に対する愛知県独自の保険料と窓口負担の軽減制度についてですが、国が保険料の軽減特例を段階的に縮小、廃止するのであれば、愛知県として、少しでも負担軽減を図ることが必要ではないでしょうか。

請願事項2については、保険料軽減特例の見直しに関して、先ほど質問もさせていただきましたが、昨年度、国に対して本議会は軽減特例は恒久的制度とすることを求める旨の意見書を採択しました。改選された本議会においても、高齢者の厳しい暮らしの実情を踏まえ、軽減特例廃止によって負担増とならないように、引き続き恒久化実現を強く求めるべきと考えます。

請願事項3の低所得者への一部負担金減免についてです。国の通知では、低所得者を優遇した減免は規定されていないとの理由から、検討すらしめないのではなく、著しく収入が減った状態が長く続いている低所得者層の方々には一部負担金の支払いが困難である実情を把

握し、支援することが必要だと考えます。

請願事項4について、保険料の支払いが困難である方にとっては、短期保険証の発行や財産の差し押さえなどの処分では根本的な問題は解決しません。低所得者層の中でも、短期保険証の発行が増えています。また、老後の生活の補償である年金の差し押さえが増加していることも見過ごすことはできません。生活の実態把握に努め、きめ細かな相談体制を構築することこそ必要だと思います。

請願事項5の懇談会の公募委員については、先ほど小林議員から決算認定質疑を行った際に、82万人の400人こそ平等ではないのではないかということが言われました。そして、また、そのとき幾つか提案をされました。請願者からもホームページの活用などが提案されているように、情報提供の努力をまずはすべきだと考えます。

請願事項6の葬祭費支給による申請勧奨については、周知は十分図られているということですが、平成26年度の第2回愛知県後期高齢者医療制度に関する懇談会で、委員から、ホームページのアンケート等を利用した制度全般の広報に関する効果を尋ねられていますけれども、効果測定は行っていないとのお答がありました。葬祭費の申請を含む制度に関する周知が十分図られているか疑問です。申請漏れがないように申請勧奨をしていただきたいと思います。

以上の理由から、本請願の採択を求めて討論を終わります。

○議長（小林祥子） 通告のございました討論は以上です。

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林祥子） ないようですので、これで討論を終わります。

それでは、採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林祥子） 起立少数です。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

広域連合長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許可いたします。

○広域連合長（中野正康） 議長、広域連合長。

○議長（小林祥子） 中野広域連合長。

（中野広域連合長 演壇であいさつ）

○広域連合長（中野正康） 本定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、私どものほうから提案いたしました議案につきまして、慎重な審議の上御議決賜りまして本当にありがとうございました。

本日も、議員の皆様方からたくさんの御意見を賜りました。やはり広域連合を進めていくに当たりましては、市町村とのしっかりとした連携、もう一つは被保険者の視点に立った業務運営、これが何よりも大切であると考えております。

議員の皆様におかれましては、引き続きの御指導、御協力を重ねてお願い申し上げます。

て、閉会のごあいさつとさせていただきます。本日はまことにありがとうございました。
○議長（小林祥子） これをもちまして、平成27年第2回愛知県後期高齢者医療広域連
合議会定例会を閉会いたします。
長時間にわたり、大変にお疲れさまでございました。

午後5時6分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 小林祥子

署名議員 岡本やすひろ

署名議員 坂野公壽